

一般社団法人焼津市観光協会（以下「甲」という。）と静岡福祉大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、観光事業を通じた地域活性化事業の推進のため、甲及び乙が相互に連携し、各々が保有する人的・知的資源を効果的に活用するとともに、この趣旨に賛同する他の団体と相互に連携をはかり、活力あるまちの創出と焼津市の活性化と発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1）観光産業の振興に関すること
- （2）観光統計の調査・研究に関すること
- （3）観光に関わる教育、人材育成、国際交流の促進に関すること
- （4）その他相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定終了の申し入れがないときは、更に1年間有効とし、以降も同様とする。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第5条 本協定の定めない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

（甲）一般社団法人焼津市観光協会
理事長 牧田和夫



（乙）静岡福祉大学
学長 増田樹郎

